

**改正**

平成27年2月19日教育委員会告示第4号

平成27年12月25日教育委員会告示第23号

平成29年3月30日教育委員会告示第9号

平成29年12月27日教育委員会告示第28号

令和2年3月30日教育委員会告示第5号

令和3年2月24日教育委員会告示第4号

令和4年3月30日教育委員会告示第5号

那須塩原市就学援助費認定交付要綱

那須塩原市就学援助費認定交付要綱（平成17年那須塩原市教育委員会告示第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この告示は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対して、就学に必要な学用品費等を交付するに当たり必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- （1） 児童生徒 市内に住所を有する者で、市立の小学校、中学校若しくは義務教育学校（以下「市立学校」という。）に在学するもの若しくは市立学校の就学予定者（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条第1項に規定する就学予定者をいう。以下同じ。）又は学校教育法施行令第9条の規定により市立学校若しくは他市町の設置する小学校、中学校若しくは義務教育学校に区域外就学するもの若しくはその就学予定者をいう。
- （2） 保護者 児童生徒に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、後見人）をいう。
- （3） 所得 その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下この号において「法」という。）第313条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、法附則第33条の3第5項において準用する同条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第34条第5項において準用する同条第1項に規定する長期譲渡所得の金額並びに法附則第35条第5項において準用する同条第

1 項に規定する短期譲渡所得の金額の合計額とする。

- (4) 所得基準額 生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に定める生活保護基準額を適用し、就学援助費認定台帳により算定した額をいう。なお、算定に用いる適用基準は、教育長が別に定める。
- (5) 要保護者 第3条第1号に該当する者をいう。
- (6) 準要保護者 第3条第2号から第5号までのいずれかに該当する者をいう。
- (7) 就学援助費 経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、市が交付する別表第1の交付種目の欄に掲げる費用をいう。

(対象者)

第3条 就学援助費の交付対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項及び第2項の規定に該当する保護者
- (2) 保護者及び同一の生計を営む者（以下「世帯員」という。）の申請時において算定されている直近の所得の総額（以下「総所得」という。）が所得基準額未満の保護者
- (3) 失業、離婚、世帯主の失踪、事故、災害等を証明する書類を添付し申請した者で、申請月の前3箇月の平均の収入金額に12を乗じて得た額を給与所得の源泉徴収税額の付表を用いて所得に換算した場合に、その額が所得基準額未満の保護者
- (4) 前年度又は当該年度において、次のいずれかに該当する保護者
  - ア 生活保護法の規定により保護を停止され、又は廃止された者
  - イ 地方税法第295条第1項の規定により市町村民税が課されていない者
  - ウ 地方税法第323条の規定により市町村民税の減免の措置を受けている者
  - エ 地方税法第72条の62の規定により個人の事業税の減免の措置を受けている者
  - オ 地方税法第367条の規定により固定資産税の減免の措置を受けている者
  - カ 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条又は第90条の規定により国民年金の保険料の減免の措置を受けている者
  - キ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条の規定により保険税の減免又は徴収の猶予の措置を受けている者
  - ク 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条の規定により児童扶養手当を受給している者
  - ケ 生活福祉資金貸付制度による貸付けを受けている者
- (5) その他那須塩原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めた保護者

(交付種目等)

第4条 就学援助費の交付種目及び対象者については、別表第1のとおりとする。

- 2 交付額は、毎年度国の定める要保護児童生徒援助費補助金予算単価に準ずるものとし、教育委員会が別に定める額とする。
- 3 年度途中に入学し、転学し、又は退学した児童生徒の保護者に対する学用品費、通学用品費及びオンライン学習通信費は、交付額を12で除した金額に認定月数を乗じた金額とする。

(申請)

第5条 就学援助費の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、就学援助費交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、世帯員の所得を証明する書類その他教育委員会が必要と認める書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。この場合において、申請者は、児童生徒が在学する学校の学校長（以下「学校長」という。）を通じて申請書を提出することができる。

- 2 申請者は、給食費を除く就学援助費の請求、受領等の権限を学校長に委任するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、就学予定者が入学に伴って必要となる学用品費（以下「新入学準備金」という。）については、教育委員会が指定する日までに就学援助費（新入学準備金）交付申請書（様式第2号）に必要書類を添えて教育委員会に提出するものとする。この場合において、中学校の就学予定者で既に就学援助費の交付を受けているものについては、必要書類の添付を省略することができる。
- 4 翌年度の就学援助費の交付を受けようとする者は、12月から翌年の3月までの間に申請書を提出することができる。

(交付の決定等)

第6条 教育委員会は、前条第1項又は第3項に規定する申請があったときは、内容を審査の上、交付の可否を決定し、就学援助費交付決定通知書（様式第3号）又は就学援助費不交付通知書（様式第4号）により、申請者に通知しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の審査に必要があるときは、学校長、民生委員、児童委員又は福祉事務所長に意見を求めることができる。
- 3 教育委員会は、第1項の規定により就学援助費の交付の可否を決定したときは、交付の可否を学校長に通知するものとする。この場合において、就学予定者に係る交付の決定をしたときは、その就学予定の学校の学校長に通知するものとする。
- 4 就学援助費の交付期間は、4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、年度の途中

において申請があったときは、申請日の属する月の1日から翌年の3月31日（申請日が1月から3月までのときは、その年の3月31日）までとする。

5 就学援助費の交付期間は、次の各号のいずれかに該当したときは、終了するものとする。

(1) 市立学校を転学し、又は退学したとき。

(2) 就学援助費の交付が不要であると教育委員会が認めたとき。

(交付時期)

第7条 就学援助費の交付時期については、別表第2のとおりとする。

(交付の方法)

第8条 就学援助費は、学校長を経由して交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、給食費及び医療費については、現物給付とし、新入学準備金については、交付決定を受けた者に直接支払うものとする。

(交付決定の取消し等)

第9条 教育委員会は、就学援助費の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、就学援助費の交付決定を取り消し、既に支給した就学援助費の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 第3条に規定する要件を満たさなくなったとき。

(2) 偽りその他不正の手段により就学援助費の交付を受けたことが判明したとき。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、就学援助費の交付に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成23年4月28日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、改正前の那須塩原市就学援助費認定交付要綱の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成27年2月19日教委告示第4号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月25日教委告示第23号）

この告示は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成29年3月30日教委告示第9号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月27日教委告示第28号）

この告示は、平成30年1月1日から施行する。

附 則（令和2年3月30日教委告示第5号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年2月24日教委告示第4号）

この告示は、令和3年3月1日から施行する。

附 則（令和4年3月30日教委告示第5号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第2条、第4条関係）

交付種目	対象者
1 学用品費及び通学用品費	市内に住所を有する準要保護者
2 新入学用品費	市内に住所を有する準要保護者（ただし、新入学準備金の交付を受けている者を除く。）
3 新入学準備金	市内に住所を有する就学予定者の準要保護者
4 給食費	市内の小学校、中学校又は義務教育学校に就学する準要保護者
5 修学旅行費	市内に住所を有する準要保護者又は要保護者
6 校外活動費（宿泊を伴わないもの）	市内に住所を有する準要保護者
7 校外活動費（宿泊を伴うもの）	市内に住所を有する準要保護者
8 医療費	市内の小学校、中学校又は義務教育学校に就学する準要保護者又は要保護者
9 オンライン学習通信費	市内に住所を有する準要保護者

別表第2（第7条関係）

交付時期 交付種目	6月	9月	1月	3月
給食費	年額の10分の 4に相当する額	年額の10分の 3に相当する額	年額の10分の 3に相当する額	
学用品費 通学用品費 新入学用品費 オンライン学習通信費	全額			
新入学準備金				全額
別表第1の5から8まで	実績に応じて支給			

様式第1号 (第5条関係)  
 様式第1号(第5条関係)

就学援助費交付申請書

那須塩原市教育委員会 様

年 月 日

住 所	
申請者氏名 (保護者)	印
電話番号	

年度の就学援助費の交付を受けたいので、次のとおり必要書類を添えて申請します。

就学援助を希望する理由 (該当するものに○を付けてください。)	1 生活保護が停止され、又は廃止された。	6 国民年金の保険料が減免されている。					
	2 市町村民税が非課税である。	7 国民健康保険税が減免され、又は徴収の猶予を受けている。					
	3 市民税が減免されている。	8 児童扶養手当を受けている。					
	4 個人事業税が減免されている。	9 生活福祉資金の貸付けを受けている。					
	5 固定資産税が減免されている。	10 1～9には該当しないが、次の経済的理由により、児童生徒の就学が困難である。					
<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 40px; margin: 5px 0;"></div>							
現在の住居	持家・借家 (公団・県営・市営・社宅・その他) 家賃月額 円						
援助を希望する児童・生徒氏名	学校名	学年組	児童生徒氏名	学校名	学年組	児童生徒氏名	
	学校	年 組		学校	年 組		
	学校	年 組		学校	年 組		
	学校	年 組		学校	年 組		
世帯の状況(保護者及び児童生徒を含む同一生計の家族を記入)	氏名	児童生徒との続柄	性別	生年月日	年齢	勤務先名又は学校名・学年	前年の所得の有無
	個人番号	保護者	男・女	・	歳		有・無
	1		男・女	・			有・無
	2		男・女	・			有・無
	3		男・女	・			有・無
	4		男・女	・			有・無
	5		男・女	・			有・無
	6		男・女	・			有・無
7		男・女	・			有・無	

※住民票上の世帯に関係なく、実際に生計を一にする方全員を記入してください。

様式第2号（第5条関係）

就学援助費（新入学準備金）交付申請書

那須塩原市教育委員会 様

年 月 日

住 所	
申請者氏名 (保護者)	印
電話番号	<small>※日中連絡ができる番号を記載ください。</small>

年度の就学援助費(新入学準備金)の交付を受けたいので、下記事項に同意の上、必要書類を添えて申請します。  
 入学前の転出等による認定取消しがあった場合や認定を辞退した際に入学準備金の返還請求があった場合は速やかに返還すること。  
 入学準備金と新入学学用品費は重複して受け取れないこと。  
 入学後の就学援助制度は別途申請が必要なこと。

就学援助(新入学準備金)を希望する理由  (該当するものに○を付けてください。)	1 生活保護が停止され、又は廃止された。	6 国民年金の保険料が減免されている。
	2 市町村民税が非課税である。	7 国民健康保険税が減免され、又は徴収の猶予を受けている。
	3 市民税が減免されている。	8 児童扶養手当を受けている。
	4 個人事業税が減免されている。	9 生活福祉資金の貸付けを受けている。
	5 固定資産税が減免されている。	
	10 1～9には該当しないが、次の経済的理由により、就学予定者の就学が困難である。 ( )	

現在の住居	持家 ・ 借家 (公団・県営・市営・社宅・その他)	家賃月額	円
援助を希望する方	入学予定学校名	氏名	入学予定学校名
	学校		学校
	学校		学校

世帯の状況 (保護者及び就学予定者を含む同一生計の家族を記入)	氏名		就学予定者との続柄	性別	生年月日	年齢	勤務先名又は 学校名・学年	前年の所得の有無
	個人番号							
1				男・女	・	歳		有 ・ 無
2				男・女	・			有 ・ 無
3				男・女	・			有 ・ 無
4				男・女	・			有 ・ 無
5				男・女	・			有 ・ 無
6				男・女	・			有 ・ 無
7				男・女	・			有 ・ 無

※住民票上の世帯に関係なく、実際に生計を一にする方全員を記入してください。

振込口座（新入学準備金の振込を希望される保護者本人名義の口座を記入してください。）

振込口座	フリガナ						
	口座名義						
	金融機関名	銀行 農協 信用金庫 信用組合	支店名				支店 支所 出張所
	預金種別	口座番号					

※口座番号は右詰で記入してください。

第 号  
年 月 日

様

那須塩原市教育委員会



### 就学援助費交付決定通知書

先に申請のあった就学援助費について、審査した結果、学校教育法第19条の必要な援助を次のとおり定め、年度就学援助費を交付することに決定したので通知します。

児童生徒（就学予定者）氏名	
学校（就学予定学校）名	
学年	
住所	
認定月	
交付種目	

#### 注

- (1) 諸事情により、給食停止等があったときは、給食費の金額が変更になることがあります。
- (2) 学用品費、通学用品費、新入学用品費、新入学準備金及びオンライン学習通信費については、年度の限度額になります。
- (3) 修学旅行費及び校外活動費については、実施後の実績額に基づき、限度額内の範囲で交付します。
- (4) 学用品費、通学用品費、新入学用品費、修学旅行費、校外活動費及びオンライン学習通信費は、在学学校を通じて交付します。交付する時期については、在学学校へお問い合わせください。

様式第4号（第6条関係）  
様式第4号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

那須塩原市教育委員会



### 就学援助費不交付通知書

先に提出のあった就学援助費交付申請書について、審査した結果、次の理由により準要保護者の認定をしないこととしたので通知します。

理由：